

## 吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会の設置、組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 吉野町における行政サービスの変革と新庁舎の整備（以下「新庁舎整備等」という。）に関し、専門的な知見と幅広い見地から協議検討するため、吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 新庁舎整備等に係る調査及び検討を行い、その経過及び結果並びに基本構想案等を記載した報告書を作成し、町長に答申すること。
- (2) その他前号の報告書作成に関し、必要な事項。

### (組織)

第4条 審議会は、委員17名程度をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を統理し、審議会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者	5名程度
(2) 区長連合会理事会から選出される者	6名
(3) 吉野町に住所を有する18才以上の公募に応じた者	2名
(4) 吉野町に住所を有する18才から39才の中から無作為に抽出された者のうち委員となることを承諾した者	4名程度
(5) その他町長が必要と認める者	

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 町長は、委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条に規定する所掌事務が完了するまでの間とする。

ただし、その職に基づいて委嘱された委員の任期は、当該職に在る期間とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、第3条に規定する事項に関して審議が必要な場合、速やかに会議を招集するものとする。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料を提出させ、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(会議の公開等)

第8条 会議は、これを公開する。ただし、委員長又は委員の半数以上が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

2 傍聴に関する規定については、別に定める。

(会議録)

第9条 委員長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、委員長及び出席委員2人以上が署名しなければならない。

(委員の報償費及び費用弁償)

第10条 委員会出席時における各委員への報償費は、1回につき町外在住の委員10,000円、町内在住の委員5,000円とする。

2 町内在住の委員には旅費を支給しない。

3 町外在住の委員の旅費は原則として実費分を支給する。ただし、自動車での旅費算定方法や電車での特別急行料金及びその座席指定料金の支給条件は次のとおりとする。

(1) 自動車での旅費算定方法は1kmあたり20円として計算し、支給する。

(2) 電車での旅費算定方法は、乗車区間が50km以上であることを条件に、普通乗車料金に加え、その区間内の特別急行料金及びその座席指定料金を支給する。

(3) 審議会の夜間開催等、宿泊を伴う場合は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年吉野町条例第3号)の規定を準用する。

4 ただし、何らかの理由により、旅費が不要である者については、前項を定めない。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。